

荒天の際の対応

東京２３区のいずれか一区以上を対象に「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」いずれかの警報または特別警報が発令された時。

- ① 当日朝６時の段階で発令されていなければ、平常通り授業を行う。
- ② 当日朝６時の段階では発令されているが、午前８時の段階で解除されていれば、３時限の授業（午前１０時４０分開始）から行う。
- ③ 当日朝６時の段階では発令されているが、午前１０時の段階で解除されていれば、５時限の授業（午後１時１０分開始）から行う。
- ④ 当日朝６時の段階で発令されており、午前１０時の段階でも解除されていない場合には、自宅学習とする。
- ⑤ 発令されていない場合でも、状況（自己の居住地域のみ警報等が発令されている場合等）により、登校が難しい場合、無理をせず安全を優先して行動する。その際、必ず学校に連絡をする。その際に生じた遅刻・欠課等については「公欠」扱いとする。